

## 災害廃棄物の受入再開について

台風15号等により発生した災害廃棄物につきまして、家庭から発生した災害廃棄物の受入を再開いたします。廃棄物を持ち込む際は、罹（被）災証明書を持参していただき、分別したうえで、係員の指定する場所へ置いてください。

お手数ですが、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

○受入場所：稲敷市江戸崎甲1162番地（裏面アクセスマップ参照）

※あずま学習センターでは受入いたしません。

○受入期間：令和元年11月29日（金）～令和2年1月31日（金）

の金曜日・土曜日・日曜日のみ

※令和元年12月23日～令和2年1月9日は受入休止。

※悪天候によりやむを得ず中止する場合がございます。

○受入時間：午前9時～11時30分、午後1時～4時

○受入品目：瓦・トタン・廃材・コンクリートブロックのみ

※持ち込める廃棄物は今回の台風15号等により  
家庭から発生したものに限ります。

<災害廃棄物の受入の際は罹（被）災証明書の提示が必要となります。>

【罹（被）災証明書発行】

- ・申請場所：稲敷市役所本庁舎・東支所及び各地区センター
- ・必要なもの：被害の程度がわかる写真、認印

お問合せ：災害廃棄物に関すること…稲敷市役所 環境課 廃棄物対策室  
罹（被）災証明書に関すること…稲敷市役所 税務課

☎029-892-2000

# 仮置場アクセスマップ

